

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 金融商品取引業者にあつては、役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>リ</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、金融商品取引業者以外の者にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。</p> <p>(11)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>リ</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(12)～(25) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 金融商品取引業者にあつては、役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>上</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、金融商品取引業者以外の者にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。</p> <p>(11)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>上</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(12)～(25) (略)</p> <p>2 (略)</p>

2 附 則

この改正規定は、平成27年5月29日から施行する。